

### 国保税の決め方・納め方

#### ■平成17年度の国保税率等と算定方式

国保の重要な財源である国保税は、右の4つの項目をもとに算定し、1年間国保税額が決まります。医療分と介護分（40歳～64歳の加入者がいる世帯のみ）を合算したものが国保税として課税されます。

①所得割	世帯（加入者）の所得額に応じて計算
②資産割	世帯（加入者）の固定資産税に応じて計算
③平等割	1世帯にいくらと計算（世帯割）
④均等割	世帯の加入者数に応じて計算（人数割）

#### ■国保税の納め方

※平成17年度は旧4町の税率等となります（不均一課税）

国保では一人ひとりが被保険者ですが、加入は世帯ごとになります。もし世帯主本人が職場の健康保険などに加入していて国保の加入者でない場合でも世帯に一人でも国保加入者がいれば国保税納付の義務は世帯主にあります。納税通知書は世帯主あてに送付されますので、最寄りの金融機関や市役所の会計窓口で納めてください。

納期は7月～翌2月までの全8期となります。

※納税組合加入の方は各組合へ納めてください

医療分	旧鷹巣	旧合川	旧森吉	旧阿仁
①所得割	6.8%	8.8%	9.8%	9.8%
②資産割	30%	40.3%	27.7%	35%
③平等割	24,000円	27,300円	30,000円	25,000円
④均等割	24,000円	20,600円	31,000円	20,000円

介護分	旧鷹巣	旧合川	旧森吉	旧阿仁
①所得割	1.2%	1.3%	1%	1%
②資産割	11.4%	2%	10%	10%
③平等割	3,000円	3,500円	5,000円	4,000円
④均等割	5,000円	5,000円	6,000円	5,000円

#### ■国保税の軽減

- ・4月1日現在の国保加入世帯の世帯主及び加入者の前年中の合算所得により判定します。
- ・4月2日以降に国保加入した世帯や世帯主の変更等があった時は、その時点の加入者の前年（1月以降は前々年）中の合算所得により判定します。
- ・軽減割合は、下記のとおり各判定基準に従って7割・5割・2割となり、軽減額は、医療分介護分ともに、均等割・平等割の7・5・2割が軽減されます。（額は旧4町で異なります）

世帯主及び国保加入者の前年中の所得	軽減割合
330,000円以下の場合	7割軽減
世帯主を除く国保加入者数×245,000円+330,000円以下の場合	5割軽減
国保加入者数×350,000円+330,000円以下の場合	2割軽減

#### ■国保税の軽減

病気や会社の倒産など、突発的な事情で収入が著しく減少した世帯は、申請により国保税の減免や医療費の一部負担金の免除などを受けることができます。

#### ■国保税を滞納すると

災害など特別な事情がないのに、国保税を納めないでいると、保険証の有効期限が短くなったり（短期保険証交付）、医療機関にかかった時、医療費を全額自己負担で支払うことになる場合があります（資格証明書交付）。納税が困難な時はそのままにせず、分割納付や納税猶予等のご相談においでください。